

釧路市意思疎通支援体制強化事業利用規約

釧路市意思疎通支援体制強化事業は、下記の条件で実施するものとし、サービスを利用する者は、利用条件に同意したものとします。

1 サービスの提供

(1) サービスの提供日及び提供時間

平日（土・日・祝祭日・年末年始を除く。）の午前10時から午後4時までとします。

(2) 手話通訳者

サービスは、釧路市が直接実施するものとし、手話通訳は釧路市のろうあ者相談員及び市役所障がい福祉課設置手話通訳者が対応します。

2 サービスの内容等

(1) サービスの内容

このサービスは、聴覚に障がいをお持ちの方がビデオ通話機能を利用して、当者相談員及び手話通訳者との通話を提供するものです。

(2) サービスの提供条件

次に掲げるようなサービスは、提供できないものとします。

①商用もしくはそれに類する目的のもの

②国外への通話

③公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と釧路市が判断したもの

3 サービスの利用対象者

サービスを利用できる者は、釧路市にお住まいで、聴覚に障がいをお持ちの方とします。

4 サービスの利用料

サービスの利用料は無料とします。ただし、利用者のサービス利用に必要なタブレット・スマートフォン等の通信料等は利用者負担となります。

5 サービスに利用するソフトウェア

サービスに利用するソフトウェアは、無料で使用することができる Zoom を利用登録するものとし、利用者は自分で Zoom が使用できる環境を整えるものとします。

6 その他

ろうあ者相談員及び手話通訳者が外出中や来庁された方の応対等によりサービスの提供ができない場合があります。